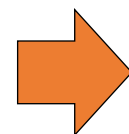


【県から示された一斉随時見直しの対象】

- ① 前回見直し時（第6回定期見直し）に、調整を行ったが見直しまで至らなかった案件
- ② 前回までの指定の際に区域の不一致等の不備が生じている箇所（錯誤の修正含む）
- ③ その他、緊急に変更が必要な箇所（公益性のあるものに限る。）

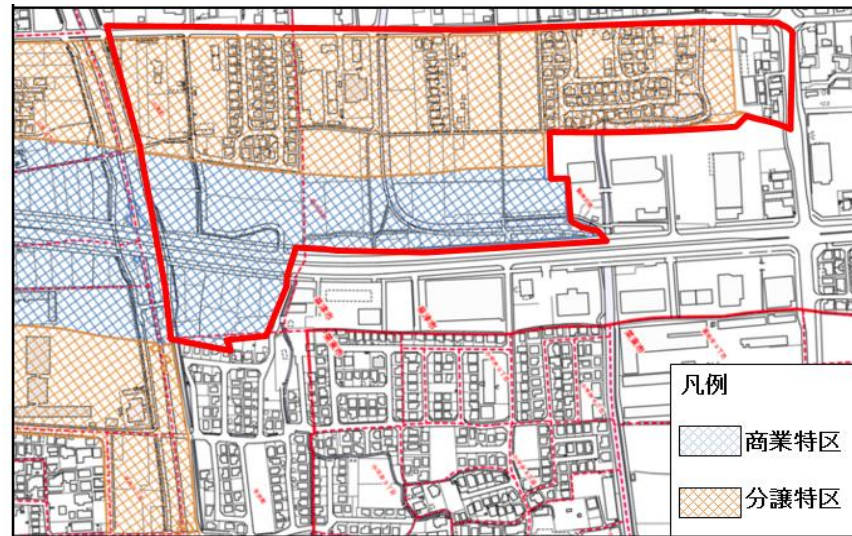


- ・都市計画マスタープランで市街化予備区域に位置づけており、第6回定期見直し時（令和2年度）の検討案で本市原案としては提出しなかった3地区を選定。
- ・用途地域については、県策定の「用途地域の指定の手引き」を参考に、周辺用途地域との連続性、現況の建築状況に配慮して指定。

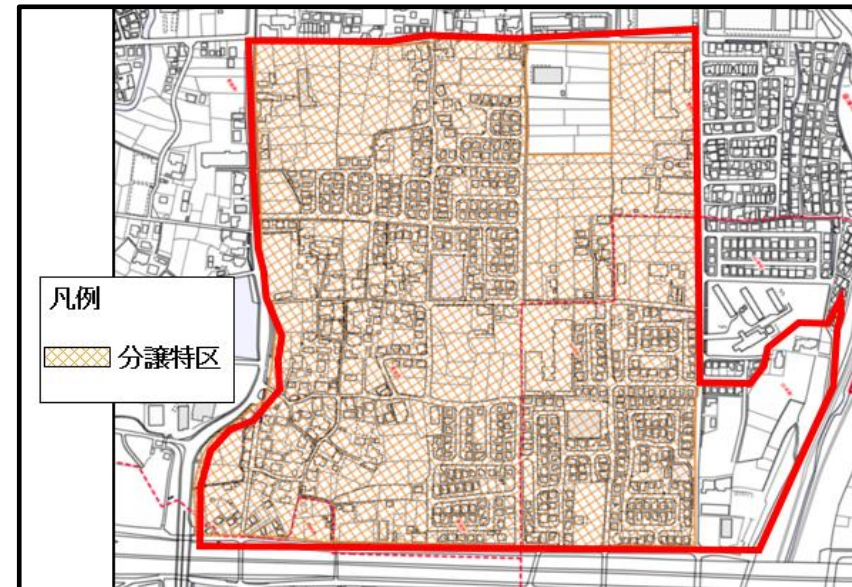
	①駒井沢町地区	②青地町地区	③追分南地区
場所	駒井沢町、川原町 (商業特区、分譲特区 他)	青地町、山寺町、岡本町 (分譲特区 他)	追分七～八丁目、追分南一丁目、追分南三～七丁目 (分譲特区 他)
面積	約14.7ha	約37.9ha	約19.5ha
編入理由	都市計画マスタープランの市街化予備区域および都市計画法第34条第11号に基づく特定区域(商業業務施設立地区域および分譲住宅立地区域)に位置づけ、民間事業者による開発が進み、国土交通省が定める都市計画運用指針における「すでに市街地を形成している区域」に該当するため、市街化区域に編入する。	都市計画マスタープランの市街化予備区域および都市計画法第34条第11号に基づく特定区域(分譲住宅立地区域)に位置づけ、民間事業者による開発が進み、国土交通省が定める都市計画運用指針における「すでに市街地を形成している区域」に該当するため、市街化区域に編入する。	都市計画マスタープランの市街化予備区域および都市計画法第34条第11号に基づく特定区域(分譲住宅立地区域)に位置づけ、民間事業者による開発が進み、国土交通省が定める都市計画運用指針における「すでに市街地を形成している区域」に該当するため、市街化区域に編入する。
都市マス	市街化予備区域(土地利用重点検討区域)	市街化予備区域(土地利用重点検討区域)	市街化予備区域(土地利用重点検討区域)
農振地域	地域の全てが農振地域に含まれるが、農振農用地(青地)は存在しない。	地域の全てが農振地域に含まれるが、農振農用地(青地)は存在しない。	地域の全てが農振地域に含まれていない。
用途地域	第一種中高層住居専用地域(8.5ha) 近隣商業地域(6.2ha)	第一種中高層住居専用地域(25.8ha) 準工業地域(12.1ha)	第一種中高層住居専用地域(9.6ha) 第二種住居地域(3.5ha) 準工業地域(6.4ha)

【特定区域（青色：商業特区 橙色：分譲特区）】
 都市計画法第34条第11号に基づく開発行為
 ※赤枠は編入区域

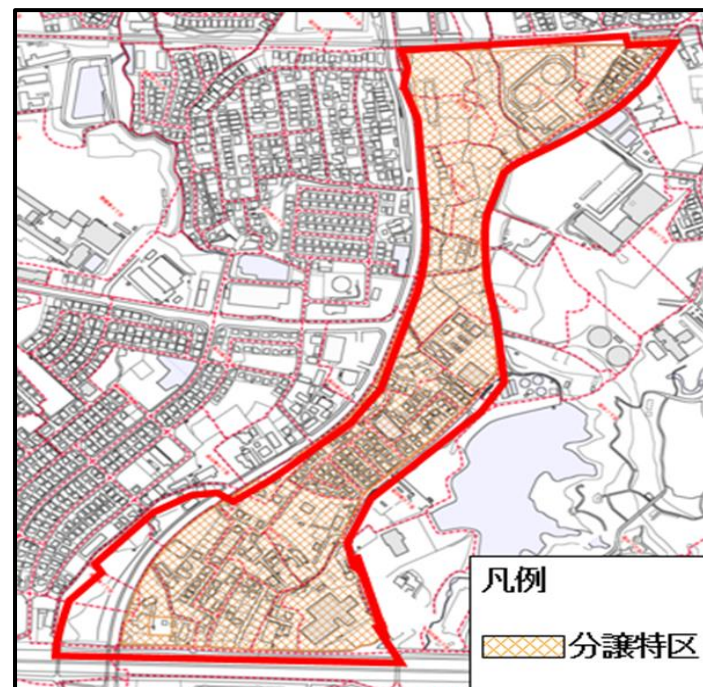
①駒井沢町地区



②青地町地区



③追分南地区



【都市計画マスタープラン 将来都市構造図（土地利用重点検討区域）】

